

諸届の提出期限について

毎年3月～5月の時期は、加入者・退職者・施設の新設等の届出書類が集中いたします。
そのため円滑な事務処理が行えるよう平成15年3月15日～5月31日までの期間に提出される書類については、原則として郵送していただきますようお願いいたします。
《窓口で書類を提出される場合は受け取りのみとして、お送りする書類(施設控・領収書等)は後日、各施設・団体あてに返送させていただきます》なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
また加入・退職・異動・新規契約等の民間共済会と社会福祉医療事業団の各届出書類については、各施設・個人分をまとめて共済会まで提出してください。
なお、つぎの届出書類の提出・手続きにつきましては必ず期日までをお願いいたします。

- ① 共済会基準給与算定基礎届 (平成15年4月10日まで)
- ② 共済会各種届出書類 (平成15年3月31日まで)
《平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に届出の必要があるもので未提出となっているもの》
- ③ 掛金納付対象職員届 (平成15年4月30日までに社会福祉・医療事業団に直送)

『ひとりでと』

群れの中の日本人

ある国立大学で外国人留学生を対象にした日本語教室のテストが行われた。珍答を二、三拾ってみると、「どんより」「いかにも」「もし…なら」「うってかわって」という言葉を使って文章を作りなさい、という問題に対して答えは「私はうどんより焼き肉が好きだ」「いかにもたこにも足がある」「もしもし 奈良の人ですか」「彼は麻薬をうってかわってしまった」日本人学生は大爆笑である。笑いの中にはあざけりの響きがあったかもしれない。だがこれは笑うことなのだろうか。大した実力だ、よくぞここまで考えた、と健闘をほめてやるべきだろう。その後で誤りを指摘してやれば、

語学力のさらなるアップは間違いない。
今、日本では語学留学とやらがだはやりだ。『留学』という言葉が魅きつけるのか、いろんな国へかけて行く。だが現地では日本人仲間と”群れをなし”語学勉強はそっちのけで、遊びほうける。帰国時に身についたものは何もし、では単なる無駄づかいだろう。
外国勤務の亭主についていった主婦が、その国の人たちとの交際を敬遠し、日本人主婦とだけ付き合って、数年後の帰国時にも現地の会話はまるっきり、といった話をよく聞く。
イワシやメダカのように、群れの中でしか生きられない集団主義の日本人。孤軍奮闘、堂々と間違える外国人留学生は笑う対象ではなく、学ぶべき師だろう。(直)

お知らせ

★ 全国退職共済制度 ★



平成15年度掛金見込額 40,000円前後

平成15年度の社会福祉・医療事業団退職共済掛金額は、1人当たり40,000円前後の予定です。
詳しくは、各契約法人あて社会福祉・医療事業団から掛金納付対象職員届等が送付されます。
※従事者スキーツアー(北海道夕張 2月21日～2月23日)は、最小催行人員に達しませんでしたので中止しました。
※プロ野球観戦招待の申し込みは、締め切らせていただきました。

退職共済制度改正にともない 事務取り扱いを一部変更します

本会では平成15年4月1日より退職共済制度を改正させていただきます。
つきましては、改正に伴い、下記の通り、事務取り扱いの一部を変更させていただきますので、ご理解、ご協力下さいませようお願い申し上げます。

1. 共済会の提出書類(届出様式)の改訂について

- すべての届出様式を複写式からOCR様式(機械読み取り)に変更いたします。
- 新様式では施設控えがなくなります。(別途、受理通知書をお送りいたします)
- 新様式は機械で読み取りますので、送付時に折り曲げないようお願いいたします。
- 4月1日以降に提出される届出様式につきましては、旧様式での受付ができなくなりますので、ご注意ください。
- 新様式の発送は、3月20日頃の予定です。

2. 平成15年3月末までに退職される方の脱退届兼給付請求書の提出について

通常、脱退届兼給付請求書の受付は退職日以降の提出をお願いしておりますが、今年度に限っては、3月中に退職することが確実な方の届出を事前に受付させていただきます。
これは、新制度への移行をすみやかに行うためのものです。ご協力をお願いいたします。
なお、請求書の提出時期にかかわらず、退職金の支給は退職日以降になりますので、ご了承下さい。

3. 退職所得の源泉徴収票送付について

従来、退職支給時に「退職給付金決定通知書(兼施設資産額通知書)」を施設長宛に送付しておりましたが、4月1日以降の退職者については「退職所得の源泉徴収票」も併せて送らせていただきます。
「脱退届兼給付請求書」作成時に、届出様式最終ページの「退職所得の受給に関する申告書」をコピーしていただき、必要事項を記入・押印のうえ、共済会から送付された「退職所得の源泉徴収票」添付し、各施設で保管してください。
なお、「退職所得の源泉徴収票」は退職者1人につき2枚お送りしますので、1枚は申告書に添付し、もう1枚は退職者にお渡し下さいますようお願いいたします。

一般給付金の請求にあたっては

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取り下さい。なお、請求権は各事由が発生してから1年で、時効となりますのでお気を付け下さい。



種 別		給 付 金	添 付 書 類
結 婚	祝 金	3万円	婚姻届受理証明書等
出 産	祝 金	5万円	出産証明書等
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1万円	就学通知書または就学年月日を記した在学証明書等
	子が中学校に入学したとき	2万円	
	子が高等学校に入学したとき	3万円	
傷 病 見舞金	20日以上欠勤したとき	1万円	病気のため継続して欠勤したとき、欠勤証明書及び診断書
	1か月以上欠勤したとき	1万円(加算)	
	6か月以上欠勤したとき	4万円(加算)	
災 害 見 舞 金		10万円以内	会員の住居が火災・水害・震災などの不可抗力によって損害を受けたときの官公署発行の罹災証明書
死 亡 弔慰金	会 員	30万円	死亡診断書および請求者との続柄を証明する証明書
	配 偶 者 父 ・ 母 ・ 子	10万円 3万円	